

鳥取県告示第 854 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
尾崎内科医院	倉吉市昭和町二丁目254	平成19年8月31日